

令和 8 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における
調査書に記載する評定等に関する方針

令和 7 年 4 月 1 日
大阪府教育委員会

大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定については、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）で実施されており、大阪府教育委員会では、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び府立中学校並びに支援学校中学部の生徒を対象に独自の府内統一テストを実施し、その結果を大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定に関する府内統一基準に活用することとしている。

また、本市では、130 校の中学校及び義務教育学校後期課程を所管することから、各校の学習評価が公平・公正に実施され、かつ評価の妥当性や信頼性が一層担保される必要がある。よって、次の方針に基づき取組を進めることとする。

記

- 1 各中学校及び義務教育学校後期課程における評定は、全学年において、大阪府教育委員会の決定した府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行うものとする。
- 2 中学校及び義務教育学校後期課程における第 3 学年の生徒の評定については、1 に加えて、府内統一テストの結果から、個々の生徒の評定が教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認する。
なお、一定の評定（「5」、「4 以上」、「3 以上」）の水準については、大阪府教育委員会が示す府全体の「評定分布」をもとに算出したうえで、別途通知する。
- 3 評定は、現行の学習指導要領が示す「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点において観点別学習状況の評価の結果を総括するものとする。